

Weekly Report

第503号
令和元年5月7日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

中小企業向け所得拡大税制Q & A

中小企業者等が雇用者に対する給与等支給額を前年度より増加させた場合は、増加額の一定割合を税額控除できる所得拡大促進税制が適用できます。

◆Q & A

Q. 適用するための要件は？

A. 「継続雇用者」に対する給与等支給額が、前年度より1.5%以上増加している場合に適用できます（一定要件を満たす場合は上乗せ措置が適用可能）。「継続雇用者」とは、前年度から適用年度までの全ての月分で給与等の支給を受けており、雇用保険の一般被保険者（高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象者は除く）となっている方です。

Q. 控除できる税額は？

A. 継続雇用者に限定しない全ての国内雇用者に対する給与等支給額について、前年度からの増加額の15%が税額控除できます（上乗せ措置の適用要件を満たす場合は25%）。ただし、法人税額（個人事業主は所得税額）の20%が上限となります。

Q. 上乗せ措置を適用するための要件は？

A. 継続雇用者に対する給与等支給額が前年度より2.5%以上増加しており、かつ①教育訓練費が前年度より10%以上増加している、又は②経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けて、経営力向上が確実に行われていることのいずれかを満たす場合に適用できます。

Q. 制度を利用する場合に事前の手續等はある？

A. 事前の手續等はありませんが、申告の際、確定申告書等に明細書を添付する必要があります。

Q. 新規設立で前年度がない場合は適用できる？

A. 適用できません。

社会保険の届出に係る取扱いの一部変更

社会保険の適用事業所が日本年金機構に提出する届出等の添付書類及び被保険者の署名・押印等の取扱いが一部変更となりました。

健康保険被扶養者（異動）届等については、届出時に被保険者本人の署名・押印等が必要でしたが、事業主が被保険者本人の届出の意思を確認し、備考欄に「届出意思確認済み」と記載した場合、本人の署名・押印等を省略することができます。

また、被保険者資格取得届や喪失届、被保険者報酬月額変更届については、届書の受付年月日から60日以上遡る場合などに事実関係を確認する書類の添付が求められていましたが、確認書類の添付が不要となりました。

ふるさと納税に係る指定制度が来月創設

今年度税制改正により、ふるさと納税に係る指定制度が今年6月に創設されます。

これは、総務大臣が基準に適合した地方団体（寄附金の募集を適正に実施し、返礼品は地場産品で返戻割合3割以下）をふるさと納税の対象として指定するもので、指定対象外となった地方団体に対して支出した寄附金は、特例控除の適用を受けることができません。

6月1日以後に支出された寄附金について適用となります。